

尼崎基地廃棄物搬入要領

令和3年6月改定
大阪湾広域臨海環境整備センター

1 受入場所

大阪湾広域臨海環境整備センター 尼崎事業所

2 所在地

兵庫県尼崎市平左衛門町70番地

3 電話番号及びFAX番号

TEL 06-6413-8770

FAX 06-6413-8780

4 営業日及び受入時間

営業日	<input type="radio"/> 月曜日～金曜日 ※ 土、日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月4日）及びセンターの指定する日は、搬入できません。
受入時間	<input type="radio"/> 午前9時00分～午後4時30分

5 受入対象者

受入対象者は、次の区域内で廃棄物等（陸上残土以外）を自ら排出する事業者とします。

府県名	市 町 村 名
滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市
京都府	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大山崎町、京丹波町
兵庫県	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町

6 廃棄物の搬入

廃棄物の搬入に当たっては、「受入の手引」に従うほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 搬入車両
 - ・搬入時及び帰路において、センターが指定したステッカー(小)を車体の前面に、ステッカー(大)を進行方向左側側面の2面に常時付けること。
 - ・ダンピングできる車両（観音開き・片開きは不可）で搬入すること。
 - ・ダンプアップ時の地上最高高さは、7.0m未満とすること。
 - ・搬入車両の大きさは、計量ブースに設置されたトラックスケール（縦8.0m、横3.0m）で計量可能なものであること。
 - ・搬入車両は常に車両整備及びタイヤ、ボディの洗浄を行うこと。
 - ・排ガス規制の遵守、可能な限り低公害車の導入に努めること。
 - ・産業廃棄物の運搬委託を受け搬入を行う車両は、所轄庁に登録されているものであること。
- ② 積み込み
 - ・積載制限量を守ること。
 - ・契約した廃棄物であること。
 - ・廃棄物の混載をしないこと。
 - ・がれき類等の廃棄物は、最大径概ね30センチ（廃プラスチック類は15センチ）以下であること。
 - ・積載物の落下及び飛散防止のために、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シートカバー等で覆蓋すること。また、搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
 - ・飛散する廃棄物は、投入時の飛散防止のため適当な湿度を持たせること。
 - ・廃棄物の温度が高い場合は、十分に養生し、安全な温度に下げること。
- ③ 運行
 - ・「指定した運搬経路」を通過すること。
 - ・廃棄物処理法、交通法規及びその他の法令を遵守すること。
 - ・沿道住民の要望により、基地には早朝及び混雑時は避けること。
また、基地近傍の路上に駐停車しないこと。
- ④ 受付
 - ・職員の誘導、指示に従うこと。
 - ・受付ゲートの前で荷台のシート等を自ら取り除くこと。また、コボレーン車にあっては、ゲート前で覆蓋部が完全に開き終わったことを確認してから進行すること。
 - ・「搬入車証」を提示すること。
 - ・産業廃棄物の搬入には、マニフェストを持参すること。マニフェストを持参されない場合は搬入できません。
- ⑤ 検査・投入
 - ・目視検査及び必要に応じて展開・分析検査を受けること。
 - ・職員の指示に従い、「車止め（高さ30センチ）」に注意し、搬入者自ら投入すること。
- ⑥ その他
 - ・基地の受入体制の都合により、搬入を制限する場合があります。
 - ・計器類及びコンピューターの誤作動防止のため、構内で無線を使用しないこと。
基地への入場の際は、電源を切っておくこと。

*以上のことが守れないときは、搬入廃棄物を持ち帰っていただくなど、搬入を認めません。

*また、埋立処分委託契約を解除することができます。

7 指定した運搬経路

廃棄物の運搬経路は、次のとおりとします。

経路番号	経路	対象区域
①	阪神高速湾岸線（東行き） 尼崎宝塚線→臨海幹線 →武庫川左岸線	西宮市、芦屋市
②	尼崎宝塚線→臨海幹線 →武庫川左岸線	尼崎市
③	道意線→臨海幹線 →武庫川左岸線	尼崎市
④	五合橋線 →阪神高速湾岸線（西行き） →尼崎宝塚線→臨海幹線 →武庫川左岸線	尼崎市（臨海東部）
⑤	阪神高速湾岸線（西行き） →尼崎宝塚線→臨海幹線 →武庫川左岸線	宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町、 京都市、龜岡市、向日市、長岡京市、南丹市、 大山崎町、京丹波町、 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、 守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、 米原市

注意事項

○台風等により基地所在地に気象警報が発表され、かつ、尼崎市から基地所在地に避難指示が出されたときは、事前に通知することなく廃棄物の搬入を停止します。

気象警報：暴風警報、高潮警報

地震により基地所在地に津波警報が発表されたときは、事前に通知することなく廃棄物の搬入を停止します。

また、搬入の再開に当たり基地設備の被害の発生、基地の冠水など受入に支障が生じる場合は、搬入を停止することができますので、事前にお問い合わせください。

8 指定したステッカー

基地に廃棄物等を運搬するときは、次のステッカーを搬入車両に付けてください。



尼崎基地搬入ルート図

